

平成29年度 第3回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方

第11号議案 神戸国際港都建設計画 第一種市街地再開発事業(北鈴蘭台駅前地区)の決定について

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方 目次

1. 都市計画決定案に関する意見	・・・ 1
------------------	-------

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>都市計画決定案に関する意見</p> <p>1. 日照時間問題について</p> <p>5階建ての市営住宅が8階建てに建て替えられていることにより、現時点でも周辺に対し、日照時間の影響が出ている。さらに、現在の公社住宅の9階建てが11階建てとなると日照時間の影響が懸念され、決して看過出来ることではない。</p> <p>2. 新設される“歩行者専用通路”について</p> <p>新設される“歩行者専用通路”により、公衆の視線の位置が現状より高くなるため、プライバシー保護の観点から問題である。新設歩道の北側に、半透明の遮蔽板を設けるなどの措置を講じて頂きたい。</p> <p>3. 電波障害について</p> <p>現状の9階建てが11階建てとなることで、電波障害が予想されるが、対応を講じてもらえるのか。</p>	<p>ご意見については、都市計画決定にかかわるものではなく、事業計画の内容に関する意見です。これらのご意見を事業予定者にお伝えしたところ、事業予定者からは、</p> <p>1. 日照時間問題について</p> <p>現況の公社住宅は、建築基準法の日影規制制定前に建築された建築物であるため、現行の日影規制には適合しておりませんが、市街地再開発事業の建築物の基本設計にあたっては、現行の日影規制を遵守して計画します。</p> <p>2. 新設する「歩行者専用通路」について</p> <p>新設する「歩行者専用通路」は、地域の方々もご利用いただけるバリアフリー動線として確保するものです。現時点では構造などの詳細は決まっておりますが、プライバシー保護の観点から植栽など必要な配慮に努めます。</p> <p>3. 電波障害について</p> <p>市街地再開発事業の建築物による電波障害の詳細につきましては、都市計画決定後に建築物の基本設計の段階で調査・予測を行います。本事業に起因して障害が発生する家屋に対しては、必要な対策を講じます。</p> <p>と聞いております。</p>